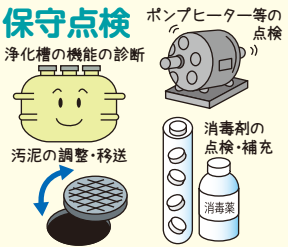
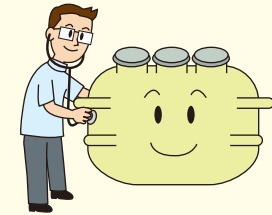


あなたの浄化槽を正しく管理して きれいな水、豊かな自然を守りましょう

境港市役所からのお願い

あなたの浄化槽は、し尿や生活雑排水の汚れをきれいにして、川や湖へ流しています。しかし、浄化槽が正しく管理されていないと、汚れたままの水が流れ出てしまい、川や中海などの水が汚れ、また汚水の臭いがするなどの生活環境の悪化の原因となります。大切な自然や、生活環境を守るために、浄化槽の正しい管理をお願いします。

あなたの浄化槽を正しく管理するために、**次の3つ**を必ず行ってください。

項目	内容	必要回数	依頼先
保守点検 浄化槽の機能の診断  ポンプ・ヒーター等の点検 汚泥の調整・移送 消毒剤の点検・補充 消毒剤	浄化槽の正常な機能を維持するために、機械の点検・修理・調整や、消毒剤の補充を行います。	年に3～4回程度 (浄化槽の種類に応じて、回数が定められています。)	「県の登録を受けた保守点検業者に依頼」してください。 一般的には、業者と契約を結んで実施します。
清掃 	浄化槽の正常な機能を維持するために、内部にたまった汚泥などを抜き取ります。	年1回以上 (浄化槽の規模・処理方式により回数が定められています。)	「 <u>境港市の許可を受けた清掃業者に依頼</u> 」してください。 *オキイ清掃(有) 44-3611 *境港環境事業(有) 42-2471
法定検査 	保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを、水質検査、外観検査、書類検査により判断します。	毎年1回 <u>(法律で必ず検査を受ける義務があります。)</u>	県が指定した検査機関である「(公財)鳥取県保健事業団が検査」します。 受検案内が届いたら、必ず検査を依頼してください。

注意: 保守点検、清掃時に業者から渡される「**記録票**」は、**3年間保存**してください。定期検査受検時に必要となります。



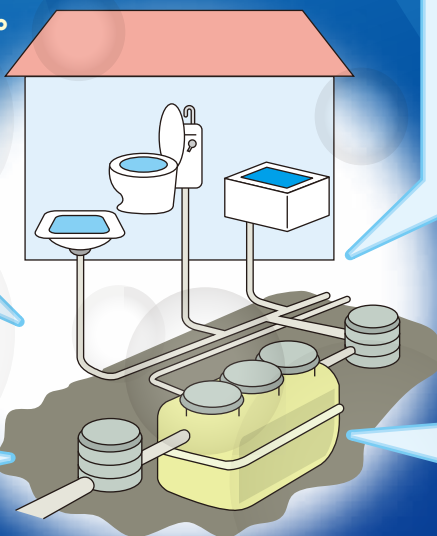
空欄を埋めて、あなたの浄化槽の
管理状況を確認してみよう。

鳥取県トリビー

私の
浄化槽は、 人槽 で
 方式 の
合併 ・ 単独 処理浄化槽です。

私の浄化槽の保守点検は、

連絡先 が行います。



私の浄化槽の清掃は、

連絡先 が行います。

私の浄化槽の定期検査は
(公財)鳥取県保健事業団
が行います。
連絡先
西 部:0859-39-3288

こんなときは届出が必要です

次の場合には、**境港市役所下水道課**へ届け出てください。

項 目	内 容
浄化槽の新設や 構造変更をする場合	浄化槽を設置（又は構造変更）する前に届出が必要です。（浄化槽法第5条） ※ただし、建築確認申請時に必要書類を添付した場合は不要です。
使用を始めた場合	浄化槽の使用を開始した日から30日以内に届出を行ってください。 （浄化槽法第10条の2）
管理者が変更になった 場合	新たに浄化槽管理者になった方が、変更の日から30日以内に届出を行ってください。 （浄化槽法第10条の2）
使用を一時休止した 場合	1年以上、住む人がいないなどの理由により浄化槽の使用を休止するときは、届出を行ってください。また、使用を再開するときは、その旨届出が必要です。
廃止した場合	下水道や農業集落排水処理施設等への接続や、建築物の取り壊しなどに伴い浄化槽を廃止したときは、廃止した日から30日以内に届出を行ってください。 （浄化槽法第11条の2）

●書類の様式は、境港市役所ホームページからもダウンロードできます。
ホームページアドレス <http://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=10596>

よくある質問

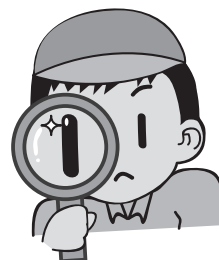
Q 保守点検や清掃はなぜ必要なの？

A 浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理するものです。微生物は「生き物」ですから、保守点検や清掃が適正に行われないと、浄化槽の機能が低下し、悪臭などの原因となります。



Q 法定検査はなぜ必要なの？

A 日頃の使用や保守点検、清掃が正しく行われているかどうかを検査し、修理や改善の必要性を確かめるために行うものです。（法定検査は、保守点検や清掃を行っていても必ず行わなければならない検査です。）

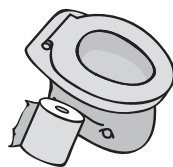


Q 日頃からどんなことに気をつけたらいいの？

A **台 所 で**
油や野菜くずなどは流さず、ゴミと一緒に流してください。なべやお皿のひどい汚れは紙などで拭いてから洗うようにしてください。



トイレ で
トイレットペーパー以外は流さないでください。塩素等の劇薬や大量の洗剤等は使わないでください。



浄化槽の電源
浄化槽の電源は勝手に切らないでください。またマンホールの上には、ものを置かないでください。そのほか、普段と違う臭いや音がするときは、点検を委託している保守点検業者に連絡をしてください。

お問い合わせ先・届出窓口

浄化槽全般に関するお問い合わせ、届出窓口

境港市役所 下水道課普及係 電話 0859-47-1118

浄化槽の清掃業者（境港市内） ※下記の許可業者へ依頼してください

オキイ清掃（有） 電話 44-3611 境港環境事業（有） 電話 42-2471

法定検査のお申し込み先

鳥取県知事指定検査機関・（公財）鳥取県保健事業団 電話 0859-39-3288

◎公共下水道が整備されたら
「公共下水道へ接続して、浄化槽は廃止」してください。

【県西部地区】

〒689-3547 米子市流通町158-24
（公財）鳥取県保健事業団西部本部業務課